

労働保険（雇用保険・労災保険）の加入手続きについて

1. 労働保険成立関係届

事業の種類	提出先
下記以外の事業	労働基準監督署へ提出後、受理された事業主控を安定所へ提出してください。
建設業・農林水産業 国及び市町村、それに準ずる事業	安定所へ提出してください（労災関係は監督署）

2. 雇用保険適用事業所設置届

◎ 確認資料（すべてコピーでも可）

法人事業の場合	個人事業の場合
① 登記簿謄本 事業所の所在地と登記簿謄本の住所が異なる場合は、賃貸契約書等、所在地が確認できるものも添付してください。 ② 営業許可証、営業登録書 （例：建設業、飲食店の許可証等） ③ 契約書、請求書、領収書等実際の営業活動、事業内容が確認できる書類。（取引先から受取られたものを2～3部）	① 事業主の住民票 事業所の所在地と住民票の住所が異なる場合は、賃貸契約書等、所在地が確認できるものも添付してください。 ② 営業許可証、営業登録証 （例：建設業、飲食店の許可証等） ③ 契約書、請求書、領収書等実際の営業活動、事業内容が確認できる書類（取引先から受け取られたものを2～3部）

3. 雇用保険被保険者資格取得届

◎ 確認資料

- ① 労働者名簿
 - ② 出勤簿又はタイムカード（雇入れ日以降のもの）
 - ③ 賃金台帳（雇入れ日以降のもの）
 - ④ 雇用保険被保険者証（前職のある場合のみ）
- ※紛失している場合は、前職歴を確認しておいてください

なお、次のような方については、上記以外に次の確認資料が必要になります。

- ・ **短時間労働者**（パートタイマー） 労働時間、賃金等の労働条件を確認できる書類（雇入れ通知書、短時間就労者の就業規則等）
- ・ **法人の役員** 役員要件証明書
代表権、業務執行権がなく従業員としての身分を有することが確認できる書類（役員会議事録、定款等）

□ お問い合わせは

労働保険事務組合 〒731-0221
広島安佐商工会 広島市安佐北区可部 3-26-22
TEL : 082-814-3169
FAX : 082-815-1456